

平成28年11月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年11月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出欠委員は、次のとおりである。

1 番	青柳 一男 委員		2 3 番	古賀 義近 委員	
2 番	飯田三津雄 委員		2 4 番	藤原 昇一 委員	
3 番	笠 幸夫 委員		2 5 番	横溝 哲夫 委員	
4 番	城戸 新 委員		2 6 番	石井 孝雄 委員	
5 番	古賀 誠一 委員		2 7 番	高山 憲行 委員	
6 番	田中 祥晃 委員		2 8 番	柳 壽祥 委員	
7 番	吉富 巧 委員		2 9 番	土師 哲夫 委員	欠 席
8 番	安德 高輔 委員	欠 席	3 0 番	田中 弥生 委員	
9 番	深川 嘉穂 委員		3 1 番	日比生和雄 委員	
1 0 番	諸藤 澄夫 委員		3 2 番	権藤 年明 委員	
1 1 番	山口 好秀 委員		3 3 番	野村 邦昭 委員	
1 2 番	一木 英司 委員		3 4 番	久佐木利光 委員	
1 3 番	森崎 巨樹 委員		3 5 番	猪口 峯子 委員	
1 4 番	緒方 義範 委員	欠 席	3 6 番	菰田 盛行 委員	
1 5 番	池田 三喜 委員		3 7 番	松延 洋一 委員	
1 6 番	田中 正満 委員		3 8 番	納戸 勝浩 委員	
1 7 番	豊福 茂敏 委員		3 9 番	佐藤 豊 委員	
1 8 番	野村 泰徳 委員		4 0 番	市川 範子 委員	
1 9 番	原 一夫 委員		4 1 番	合戸 利弘 委員	
2 0 番	青木美千子 委員		4 2 番	末松 活幸 委員	
2 1 番	吉岡 正博 委員		4 3 番	中島 邦博 委員	
2 2 番	北川 玲子 委員		4 4 番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議長 それでは、早速、ただいまから11月の農業委員会総会を開催いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
本議案の審議番号5番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、審議番号5番とそれ以外に分けて審議いたします。
それでは、第1号議案のうち審議番号5番についてを議題といたします。
議席番号****番、****委員の退席を求めます。

「****番 ****委員退席」

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 皆様、おはようございます。
それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転。
総会議案は2ページをお願いいたします。
第3選挙区、5番の1件です。
5番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について地域審査会において審査表を配付し説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案、審議番号5番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案、審議番号5番は可決されました。

審議番号5番を終了しましたので、退席されております議席番号****番、****委員の出席を求めます。

「****番 ****委員入席」

議長 ****委員に報告いたします。審議番号5番は可決されました。

それでは、続きまして第1号議案のうち審議番号5番を除く議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、改めて説明をさせていただきます。

総会議案は1ページをお願いいたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、第1選挙区、1番、2番の2件です。

第2選挙区、3番、4番の2件です。

2ページをお願いいたします。

第3選挙区、6番から8番の3件です。

3ページをお願いいたします。

第4選挙区、9番から11番の3件です。

第5選挙区、12番、1件です。

第6選挙区、13番、1件です。

4ページをお願いいたします。

第7選挙区、14番から16番の3件です。

5ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、第4選挙区、17番の1件です。

以上1番から5番を除いた17番までの全ての申請案件につきまして、農地法第3条第2項各号の審査基準に地域審査会において審査表を配付し説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案のうち審議番号5番を除く議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第1号議案のうち審議番号5番を除く議案については可決されました。続きまして「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、6ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番、2番の2件です。

1番、申請地、荒木町藤田、畑、575㎡、申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

2番、申請地、安武町武島、田、238㎡、申請理由、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。

第3選挙区、3番、1件です。

3番、申請地、山本町耳納、畑、3筆計523㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

7ページをお願いいたします。

第4選挙区、4番、1件です。

4番、申請地、田主丸町地徳、畑、1,116㎡のうち278㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第7選挙区、5番、1件です。

5番、申請地、三潞町玉満、田、10筆計7,018㎡、申請理由、申請地に盛り土をして畑として利用するものです。農地区分は10筆のうち7筆においては農用地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

なお、一時転用の期間につきましては許可日から平成29年10月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。

申請地は、荒木中学校から南東へ約350mのところに位置しています。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設溜柵を経由し、南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、藤田山田地区水利組合より承諾を得ております。

なお、こちらの申請につきましては、申請地の一部に倉庫が建築されていたため始末書が添付されております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。

申請地は、安武小学校から北へ約150mのところに位置しています。転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、既存溜柵を經由し、南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、畦畔による土留め及び緩衝地による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

なお、一体利用地について地目は用悪水路及びため池となっておりますが、現状は雑種地となっております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となっております。

また、これらの案件についての現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。

審議番号3番、地図ナンバーも3番です。

申請地は、市立山本小学校から東へ約1,500m、久留米ふれあい農業公園から南へ約900mのところに位置しています。転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、申請地において農地外で利用されておりましたので、始末書つきの申請となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水生活雑排水については、合併浄化槽を經由し、東側水路へ放流されます。

被害防除については、既存コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得ております。

この案件について現地調査を実施し、内容について確認いたしましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

柳 副会長 第4選挙区の報告をいたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は、竹野小学校から東へ1,800mのところ position します。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種ですが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については、溜柵を通し、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を通し、既存排水柵に接続し、北側の既存側溝へ放流されます。被害防除については、周囲のコンクリートブロック及び既存の石積みにより土砂の流出を防除します。

水利関係承諾書については、地元行政区長より承諾を得ております。

以上1件の申請につきまして地域審査会で現地調査を実施し審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

廣重副会長 続いて第7選挙区のほうから審議番号5番、図面番号5番について説明いたします。

申請地は、犬塚校区の玉満地区で西鉄犬塚駅から東へ約500mに位置し、農地区分は第2種農地及び農用地と判定しております。転用目的は、申請地に盛り土を行い、畑として利用するための農地改良行為を行うための一時転用であります。

雨水排水につきましては、溜柵を設置し、東側の水路へ放流されるため特に問題はないと思われれます。

なお、筑後川土地改良区より排水承認、転用同意も得てあります。

三潆町審査会において全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で地元副会長からの報告は終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第2号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは8ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
第7選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、三潞町田川、田、327㎡、申請理由、事業主を変更するものです。
なお、第4号議案の11番と関連する議案となりますので、9ページの第4号議案を
続けて御説明をさせていただきます。

それでは9ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、藤光町、畑、5筆計1,243㎡、申請理由、申請地を借り受けて飲食
店舗及び倉庫の敷地として拡張するものです。

第2選挙区、2番、3番の2件です。

2番、申請地、大善寺町藤吉、田、223㎡、申請理由、申請地を取得し自己用住宅
を建築するものです。

3番、申請地、大善寺町藤吉、田、223㎡、申請理由、申請地を取得し自己用住宅
を建築するものです。

10ページをお願いします。

第3選挙区、4番の1件です。

4番、申請地、山本町耳納、畑、2筆計434㎡、申請理由、申請地を借り受けて併
用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の
振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第4選挙区、5番の1件です。

5番、申請地、田主丸町菅原、畑、850㎡、申請理由、申請地を取得し自己用住宅及び貸事務所を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第5選挙区、7番の1件です。

7番、申請地、北野町千代島、畑、144㎡、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

11ページをお願いします。

第7選挙区、8番から11番までの4件です。

なお、第7選挙区の11番は第3号議案の1番と関連となっております。

8番、申請地、三潞町清松、田・畑、2筆計707㎡のうち77㎡、申請理由、申請地を借り受けて仮設道路として利用するものです。農地区分は農用地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

なお、一時転用の期間につきましては許可日から平成28年12月31日までとなっております。

9番、申請地、三潞町高三潞、田、261㎡、申請理由、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、三潞町福光、田・畑、3筆計320㎡、申請理由、申請地を取得し、貸倉庫兼事務所及び貸露天資材置場として利用するものです。

11番、申請地、三潞町田川、田、327㎡、申請理由、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

第3号議案の報告は第4号議案の説明の中で合わせてお願いいたします。

それでは、第4号議案の1番は第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは4号議案の番号に沿って順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、上津小学校から西へ約1.3km、JR荒木駅から東へ約1.6kmのところに位置します。転用目的は、飲食店舗及び倉庫の敷地拡張です。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、既存の水路を経由して既存店舗敷地の北側にある水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、新設の合併浄化槽を経由し、雨水排水と同じ北側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設及び既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

以上1件の申請につきまして地域審査会において現地調査を実施し審査いたしました結果、転用について支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

諸藤副会長 続きまして審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、大善寺小学校より北西へ約100mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既設及び新設のコンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

続きまして審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、大善寺小学校より北西へ約100mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し自己用住宅を建築するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設溜柵を経由し、北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、北側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既設及び新設のコンクリートブロックによる計画となっています。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。

審議番号4番、地図ナンバーは10番です。

申請地は、市立山本小学校から東へ約1,500m、久留米ふれあい農業公園から南へ約900mのところに位置しています。転用目的は、申請人が建設業を営んでいることもあり、申請地を借り受け併用住宅を設置するものであります。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

汚水生活雑排水については、合併浄化槽及び新設溜柵を経由し、東側水路へ放流されます。

被害防除については、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書については、地元水利委員より承諾を得られております。

この案件について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。

審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

柳 副会長 第4選挙区から審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは11番となっております。

申請地は、柴刈小学校から西へ1,000mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外に該当するものと判断しております。転用目的は、申請地を取得し自己用住宅及び貸事務所を建築するものです。

雨水排水については、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水については、北側道路の公共下水管へ接続されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区長より承諾を得ております。

以上1件の申請につきまして地域審査会で現地調査を実施し審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

日比生副会長 続きまして第5選挙区でございます。

審議番号7番、地図13番でございます。

申請地は、北野総合支所より北東に500mのところでございます。転用目的は、申請地を親から借り受けまして自己用住宅を建築するものです。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地のため第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び東側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承認を得ておられます。

第5選挙区の案件概要は以上です。

委員全員で現地確認いたしまして、地域審査会では問題ないことを確認いたしました。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

廣重副会長 それでは第7選挙区のほうから案件について説明いたします。

審議番号8番、図面番号14番について説明いたします。

申請地は、犬塚校区の南清松地区にあり、犬塚小学校より西へ約1.9kmに位置し、転用目的は申請地を借り受けて仮設道路の敷地として一時転用するものです。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で

あり、農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定に該当するものです。

雨水排水につきましては、自然流下で東側側溝へ放流されます。

水利関係承諾については、筑後川土地改良区より承認を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判定しております。

続きまして、審議番号9番、図面番号15番について説明いたします。

申請地は、三潞校区の高三潞南地区にあり、三潞小学校より南西に200mに位置し、転用目的は、申請地を取得し自己用住宅の敷地として利用するものです。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地と判定しております。

雨水排水につきましては、東側側溝へ放流されます。また、汚水生活雑排水は下水道へ放流されます。

水利関係承諾については、筑後川土地改良区より承認を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判定しております。

続きまして、審議番号10番、図面番号16番について説明いたします。

申請地は、犬塚校区の福光地区にあり、西鉄犬塚駅より西へ約1.6kmに位置し、転用目的は申請地を取得して露天資材置場及び倉庫の敷地として利用するものです。農地区分につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判定しております。

雨水排水につきましては、南側水路へ放流されます。また、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック擁壁により防除する計画となっております。

水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承認を得てあります。

地域審査会において現地調査の結果、やむなしと判定しております。

続きまして、第3号議案1番と関連する案件でございます。

審議番号11番、図面番号17番について説明いたします。

申請地は、三潞校区の田川地区にあり、三潞駅から東へ約750mのところのところに位置します。

当初の申請では、申請地を****氏が譲り受け自己用住宅として利用するものとして昭和54年3月27日に農地法第5条の許可を得てありました。計画変更の理由につきましては、****氏が自己用住宅を断念されたため****氏が譲り受け、

今回、自己用住宅で変更申請がなされたものです。

農地区分は第1種農地ですが、第1種農地例外規定、地域農業の振興に資する施設に供するものに該当いたします。

被害防除につきましては、家庭雑排水は、合併浄化槽を設置し、南側側溝へ放流されるため特に問題はないと思われまます。

また、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

地域審査会において現地確認をいたしましたところ、変更やむなしと判定しております。

以上4件について皆様方の御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で副会長からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。それでは「3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして「第5号議案 非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは12ページをお願いいたします。

「第5号議案 非農地証明について」

非農地証明願いが提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番、1件です。

地図ナンバーは18番です。

1番、申請地、荒木町荒木、地目、田、面積、14㎡、現況、宅地。

証明理由につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上を経過しているものです。

第4選挙区、2番、1件です。

地図ナンバーは19番です。

申請地、田主丸町長栖、地目、畑、面積、168㎡、現況、宅地。

証明理由につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上を経過しているものです。

第6選挙区、3番、1件です。

地図ナンバーは20番です。

3番、申請地、城島町檜津、地目、田、面積、2筆計7㎡、現況、宅地。

証明理由につきましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上を経過しているものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

「第5号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。
続きまして「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
第1選挙区、審議番号1番の1件です。
1番、申請人、宮ノ陣町八丁島、****、経営面積は3万5,958㎡です。農用地利用計画に従い利用すると認められます。
第4選挙区、審議番号2番の1件です。
2番、申請人、田主丸町常盤、****、経営面積は2万6,680㎡です。農用地利用計画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。
続きまして「第7号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

14ページをお願いいたします。

「第7号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第1選挙区、審議番号1番の1件です。

1番、申出人、山川安居野3丁目、****。所有者からの申し出です。対象土地は、宮ノ陣町八丁島、田、5,190㎡。あっせん委員は、飯田三津雄委員、青柳一男委員です。

第2選挙区、審議番号2番の1件です。

2番、申出人、三瀧町田川、****。所有者からの申し出です。対象土地は、荒木町下荒木、田、5,125㎡。あっせん委員は、安徳高輔委員、山口好秀委員です。

第4選挙区、審議番号3番の1件です。

3番、申出人、田主丸町常盤、****。所有者からの申し出です。対象土地は、田主丸町常盤、畑1筆、田3筆の4筆合計2,540㎡です。あっせん委員は、藤原昇一委員、石井孝雄委員です。

15ページをお願いします。

第5選挙区、審議番号4番から9番までの6件です。

4番、申出人、北野町石崎、****。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町金島、田、4,966㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

5番、申出人、北野町大城、****。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、田、2,015㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

6番、申出人、北野町大城、****。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、田、2,016㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

7番、申出人、北野町大城、****。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、田、3筆合計866.53㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

8番、申出人、北野町金島、****。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野町大城、畑3筆合計3,095㎡。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

9番、申出人、北野町上弓削、****。名簿登録者からの申し出です。対象土地は、北野上弓削、田、1,297㎡。あっせん委員は、権藤年明委員、菰田盛行委員です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第7号議案は可決されました。続きまして「第8号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

「第8号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、利用権設定（通年作）1,010件、2、利用権設定（期間借地）171件。

17ページをお願いします。

こちらにつきましては総計のみ読み上げさせていただきます。

1、利用権設定（通年作）

総計、経営年数3年未満、51件、149筆、18万430.81㎡。契約年数3年以上から6年未満、394件、897筆、123万7,144.81㎡。契約年数6年以上から10年未満、343件、890筆、140万9,463.44㎡。契約年数10年以上、222件、1,089筆、113万1,879.53㎡。合計1,010件、3,025筆、395万8,918.59㎡。

18ページをお願いします。

2、利用権設定（期間借地）。

総計、契約年数3年未満、13件、28筆、5万4,458㎡。契約年数3年以上から6年未満、145件、307筆、59万116.3㎡。契約年数6年以上から10年未満、3件、5筆、1万4,235㎡。契約年数10年以上、10件、14筆、3万4,162㎡。計171件、354筆、69万2,971.3㎡。

以上、利用権設定、通年作1,010件、期間借地171件の計画につきましては、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知について」

「報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知の撤回願いについて」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略させていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。したがいまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次にお諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思えます。異議はございませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、35番、猪口峯子委員、7番、吉富巧委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。